

平成29年度たいよう学童・屋良学童クラブ・嘉手納学童クラブ入所申込案内



申込書配布期間：平成28年10月17日（月）から

受付期間：平成29年11月1日（火）～11月15日（火）

午前8時30分～12時 午後1時～5時15分

※土、日、祝日を除く

受付場所：嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係（1階）

TEL 956-1111（内線123）

○学童保育○

学童保育は、保護者の就労や病気等やむを得ない事情のため、家庭において保育に欠ける（保育を必要とする）児童が利用できます。

○入所対象児童○

1. 町内に在住する小学1年生から6年生までの普通学級の児童
2. 町内に在住する小学1年生から6年生までで、次の障害児保育の対象となる児童
 - (1) 身体障害者手帳の交付を受けている児童
 - (2) 療育手帳の交付を受けている児童
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
 - (4) 上記と同等程度の障害を有すると医師又は児童相談所等の専門機関から判定された児童
 - (5) 特別支援学級に在籍又は在籍見込の児童

○入所募集定員○

※屋良学童クラブは屋良小学校在学児、嘉手納学童クラブは嘉手納小学校在学児の利用となります。

◎たいよう学童 50人 ◎屋良学童クラブ 20人 ◎嘉手納学童クラブ 20人

○学童保育開所時間○

月曜日～金曜日 学校終了後～午後6時30分まで

土曜日 午前8時30分～午後5時まで

※小学校の休業期間（夏休・秋休・冬休・春休）は、午前8時～午後6時30分まで

（閉所日：日曜日、祝日、慰霊の日及び12月29日～1月3日。ただし、暴風警報発令時やインフルエンザ流行時等には緊急で閉所する場合があります。）

○利用料金○

月額 10,000円（食料費含む）

（月途中の入所や退所の場合は、所定の日割り額を徴収します。退所希望では無い場合で、自己都合により欠席する場合は、日割りの保育料となります。また、1ヶ月以上欠席する場合は、退所になることがあります。）

※ひとり親世帯でありかつ、市町村民税が非課税である世帯は保育料減免の対象となります。詳しくは窓口にてお問い合わせください。

⇒裏面へ

○学童保育へ入所できる基準○

保護者が次のいずれかの条件に該当していること

※以下条件に父母が該当している場合でも、家庭内に保育のできる方がいる場合は対象になりません。

- ・居宅外労働等：居宅外で労働あるいは就学することを常態としていること。
- ・保護者の病気等：疾病にかかり若しくは負傷し又は精神若しくは身体に障害を有していることにより、保育が困難と医師の診断を受けていること。
- ・同居親族の看護等：長期にわたり疾病の状態にあるか又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族が医師の診断により常時介護を必要とする場合に、父母のどちらかの介護をするため、保育が困難となること。
- ・家庭の災害：震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- ・その他：町長が認める上記の事情に類する状態であること。

○学童保育入所に関する注意事項○

1. 申請書類に不備があった場合、受理することができませんのでご注意ください。
2. 入所は、書類審査及び家庭状況の調査後に、そのお子さんが保育に欠ける状態にあるかどうか十分に調査、検討したうえで決定します。
3. 申請内容、添付書類等に虚偽がある場合又は学童保育における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
4. 学童保育の定員の関係により入所できない場合もありますので、予めご了承ください。
5. 入所基準に該当し、児童に歩行や言語など発達の遅れ、疾病、アレルギー等があると思われる場合は、入所申込書に記入するか又は面接の時に必ずお申し出ください。
6. 保護者の勤務先の変更や退職又は入所時と家庭の事情が変わった場合は、必ず子ども家庭課児童福祉係へ変更を届出ください。
7. 自己都合により1ヶ月以上欠席する場合は、退所になることがあります。
8. 毎月の学童保育料が納期限内に支払われない場合は、次年度学童保育入所継続選考の際に不利益を被る場合があります。
9. 退所する場合は、退所する10日前までに子ども家庭課の窓口で退所手続きをしてください。
10. 毎月の保育料を児童手当から支払いたい場合は、子ども家庭課へご相談ください。

○学童保育料の納付について○

学童保育料の支払は毎月15日(土・日・祝日の場合は翌営業日)までに最寄の金融機関、コンビニエンスストアでお支払ください。

○所在地○

- ◎たいよう学童 (子育て支援センター内) TEL: 098-956-2361
嘉手納町字嘉手納290番地9 (嘉手納町ロータリープラザ1階)
- ◎屋良学童クラブ (屋良児童館内) TEL: 080-2777-0545
嘉手納町字嘉手納119番地39
- ◎嘉手納学童クラブ(嘉手納児童館内) TEL: 080-2777-0546
嘉手納町字水釜558番地1

平成29年度たいよう学童・屋良学童クラブ ・嘉手納学童クラブ入所申込提出書類

1. 放課後児童健全育成事業申請書
2. 誓約書
3. 保護者（父母及び18歳以上65歳未満の同居人）の『保育ができないこと』を証明する書類 ⇒該当する用紙は、子ども家庭課に請求してください。

| | 保護者の状況 | 提出書類 |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 勤務または採用予定の方 | 勤務証明書 ※育児休業中は入所できません。 |
| 2 | 自営業の方 ※提出後、営業確認のため、民生委員の訪問があります。 | 自営業申立書及び自営業を証明する添付書類 ※添付書類は、前年度の確定申告の控え（営業申告等）、営業許可証の写し、仕入台帳等の写し等、証明するものとして提出できるもの |
| 3 | 疾病のある方 | 診断書（保護者用）※様式は子ども家庭課発行 |
| 4 | 同居親族の看護・介護にあたっている方 | 診断書（看護・介護証明用） ※様式は子ども家庭課発行 |
| 5 | 心身に障害のある方 | 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し |
| 6 | 就学中の方 | 在学証明書及びカリキュラム表の写し |
| 7 | 産前産後の方 ※保育有効期間は、産前3か月産後4か月の7か月間まで | 産前のみ：母子手帳の分娩予定日記載欄の写し |
| 8 | 求職中の方 | 求職申立書（有効期限は入所してから2か月間） |

※ 障害児保育の対象児童は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は医師の意見書等を提出して下さい。

※ 母子・父子世帯の場合は、児童扶養手当証書の写し、又は戸籍謄本（離婚日の記載があるもの）を提出して下さい。



問合せ先

嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係

電話番号：098-956-1111 内線：123